

牧 昌 見
まさ まさ み

学位の種類 教育学博士
学位記番号 教博第10号
学位授与年月日 昭和42年3月24日
学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当
研究科専門課程 東北大学大学院教育学研究科
(博士課程)教育学専攻
論文題目 教員資格制度の発達に関する研究
論文審査委員 (主査)
教授 中島太郎 教授 梶 晃之
助教授 中島直忠

論文内容の要旨

この研究においてはわが国における教員資格制度の史的変遷を着実にたどり、その発展過程を事実にして解明し、教職の専門職化過程におけるプラス・マイナスの要因の検出を試みた。元来教員の資格に関していかなる方制的措置を講ずるかは、結局教員養成の質と量を規制するばかりでなく、教職の専門職性の保障のために重要であるから、この点に関する徹底的な研究が要求される。

この研究においてはまず専門職概念の一応の吟味を行ない、そこから抽出された専門職に不可避免的に要求される一般的条件と資格制度との関連をとらえ、これに教職観との関連を加えて、その視点を明確にすることから始めた。その結果疑う余地のない条件たる高度の知識・技術、長期に亘る養成(訓練)を2つの分析観点として、教員資格制度の史的展開を試ることにした。この場合(1)教員資格の基本形態(免許資格、任用資格、無資格)、(2)教員資格の基本構造(種類、効力)有効期限、有効区域、授与権者、取得要件<品行・身体・学力>、取得方式<養成方式—直接・間接—、検定方式—直接・間接—>、養成及び検定の内容)を分析項目と設定した。

これらの分析項目に従って「学制」以後終戦に至る教員資格制度を分析・検討するのであるが、

小学校及び中等学校の教員資格については免許資格主義の原則が採用されていたほか、教職の専門職化過程の観点からみた場合、これらの学校の教員資格に関する事項が重要意味をもつと考えられるので、論述の範囲を主としてこれらの事項に限定した。就中初等教員の資格制度はこの観点よりみて重要であるから、第1章より第3章までをこれに充て、第4章において中等教員の資格制度を論述した。なお、これらの事項の分析にあたっては特に制度が実施に移される過程及び地方における実態の究明にも意を用いた。次に概要を記す。初等教員資格の基本形態は明治18年(1885)の再改正教育令において免許資格主義と確定され、その後変更されなかった。その基本構造についてはその種類、効力、授与権者、取得方式等に幾多の変遷をみたが、免許状の授与権者が府県知事に統一され、その効力が有効期限において終身、その有効区域において全国通用となったのは大正2年(1913)であった。その取得方式については明治33年(1900)改正の小学校令及び同令施行規則において養成方式(直接・間接)及び検定方式(直接・間接)が確定された。

初等教員の資格制度にあつては直接養成方式たる師範学校の制度が極めて重視されたが、その養成レベル、学校系統上の位置及びこの学校を支配したいわゆる *l'esprit primaire* によって編成された教育課程等の諸点において、教育の専門職性の発展過程よりみてマイナスの要因を含んでいた。また有資格教員の供給上必ずしも直接養成方式が決定的役割を演じたとはいえない。この意味において初等教員資格制度は養成による質と検定による量との相剋に終始したといえる。

中等教員資格の基本形態は明治18年(1885)の再改正教育令において免許資格主義と確定され、明治32年(1899)の中学校令、高等女学校令及び翌年の教員免許令で再確定された。その基本構造についてはその種類が明治27年(1894)以後設けられず、その効力は当初より有効期限が終身、有効区域が全国通用とされ、その授与権者も当初より文部大臣と確定されていた。その取得方式については明治33年(1900)の教員免許令及び「教員検定ニ関スル規程」において養成方式(直接)及び検定方式(直接・間接)が確定された。

中等教員の資格制度にあつては直接養成方式たる高等師範学校等が積極的に準備されず、養成機能は明治35年(1902)に発足した臨時教員養成所制度によって補充されたに過ぎない。従つて検定方式、特に間接検定制度の中核たる指定学校方式・許可学校方式が有資格教員供給上重要な意味をもった。この意味において養成方式の改善及び教職教養の重視が中等教員資格制度の課題であつたといえる。

第5章においては初等・中等教員資格制度の実際を数量的に吟味したが有資格教員供給上中等教員については勿論、初等教員についても教員検定制度の果たした実際の役割を無視できないだけ

でなく、教員の需給関係が教員資格観に影響を及ぼしたといえる。

教員免許状の制度が教職の専門職化に真に貢献するためには、免許要件において、高度の一般教養に代表される養成レベルの高度化、教職教養に代表される高度の専門的教養・倫理、絶えざる職能成長を志向する現職教育制度の確立、検定による initial certificate 授与方式の廃止、専門職集団 autonomy の問題等多くの宿題をかかえていた。

論文審査結果の要旨

わが国における教員資格制度の歴史的研究で学術的意義のあるものは極めて少ない。これは、資格関係の法制が複雑かつ難解であることや、学校体系・教員養成制度・教師の社会的地位・教員需給関係等と関連づけないと資格関係の法制そのものの理解も充分にはできないことに基づくと思われる。本論文は、これらの困難を比較的良好に克服し、この領域の詳細な基礎的通史を、はじめて提供した。

本論文の対象と方法はわが国における初等教員および普通中等教員の資格制度に関し、明治以降昭和20年までの間の発達を対象とし、国および若干の県（宮城県・岩手県・新潟県・千葉県・長野県等）の関係法制ならびに統計を綿密に収集し、かつ、次の観点に基づいてこれを整理して、通史的に記述したものである。

資料の分析・整理に当っては、教職が専門職に発展する過程における教員資格制度の役割りに着目し、専門職概念の一応の吟味を行なって、そこから、(1)高等教育課程程度の知識・技術 (2)長期にわたる特別の訓練の二つを分析上の観点としている。また、教員資格を基本形態と基本構造とに二分し、次の分析項目を設定している。

一 教員資格の基本形態

- イ 免許資格 ロ 任用資格 ハ 無資格

二 教員資格の基本構造

- イ その種類 ロ その効力（有効期限、有効区域）
 - ハ その取得要件（品行、身体、学力）
 - ニ その取得方式
 - ア 養成方式（直接・間接）
 - イ 検定方式（直接・間接）
 - ホ 養成および検定の内容
- なお、論文目次を次に掲げておく。

序章 視点—教職の専門職性と教員資格制度

第一章 初等教員資格制度の発達（一）

第一節 初等教員資格制度の創設

第二節 教育令における初等教員資格制度

第三節 改正教育令における初等教員資格制度

第四節 師範学校教則大綱と小学校教員免許状授与方心得

第五節 再改正教育令と教員免許状制度の成立

第二章 初等教員資格制度の発達（二）

第一節 小学校教員免許規則の制定

第二節 明治23年の小学校令改正による初等教員資格制度の改革

第三章 初等教員資格制度の発達（三）

第一節 明治33年の小学校令の改正における初等教員資格制度の改革

第二節 明治40年および大正2年の小学校令改正に伴う初等教員資格制度の改革

第三節 国民学校令における初等教員資格制度の改革

第四節 戦時体制下における初等教員資格制度の改革

第四章 中等教員資格制度の発達

第一節 中等教員資格制度の創始

第二節 中等教員資格制度の整備

第三節 中等教員資格制度の確立

第五章 教員資格制度の理論と実際——その数量的検討

第一節 初等教員資格制度の理論と実際

第二節 中等教員資格制度の理論と実際

この研究には、次のような問題点ないし今後の課題が残されている。第一には、対象とした教師の範囲が大量な需要のあった初等・中等教員に限られ、実業学校教員・高等教育機関の教員はほとんど考察の対象とされていない点である。第二には、中央における法制やその制定事情に関する資料がよく収集されているのに比して、地方におけるそれについては不足している点である。地方資料の収集作業は個人研究では容易でない事情もあるが、中央当局の施策の地方への定着状況を把握すべき点は残された大きな課題である。第三には教育思潮および社会的背景との関連性の考察が部分的にはなされているものの、いまだ不十分な点である。

このように、総じて資格制度の形態論的叙述に終止した憾みはあるが、未開拓の領域の基礎的労作をはじめて学界に提供し、教育制度史の研究に資するところ小さくないと思われる。

よって、教育学博士の学位を授与してさむつかえないと認める。